

家畜衛生情報

香 川 県 畜 産 課
 TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204
 香 川 県 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所
 TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558
 香 川 県 西 部 家 畜 保 健 衛 生 所
 TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

定期報告書の提出をお願いします (定期報告書の様式が変わりました)

前号でもお知らせしましたが、昨年の飼養衛生管理基準の改正・施行に伴い、毎年提出いただいている定期報告書の様式が変わりました。

特に「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」では、下図のように、これまでの自己チェック欄に加え、新たに遵守状況の詳細や遵守できていない場合の対策を記入する欄とともに、家畜防疫員による確認欄及びその指導内容等を記入する欄が追加されました。

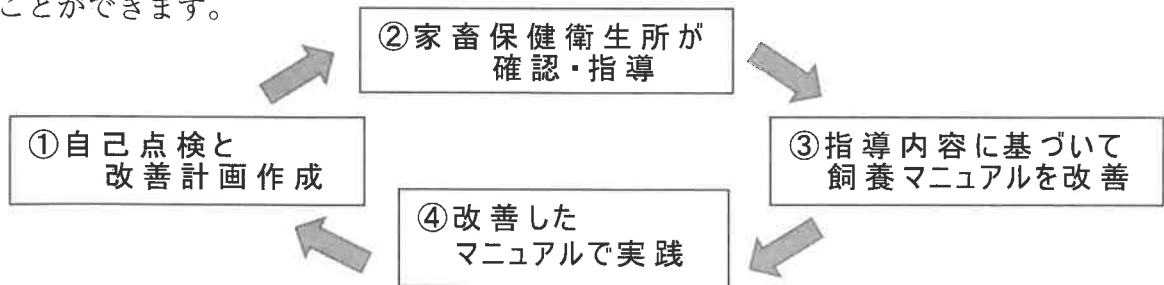
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		自己チェック欄	
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。		はい	いいえ
記入欄 (はいの場合) 消毒設備：設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他 ()		遵守状況の詳細	
記入欄 (今後の改善方針) 不遵守の場合の改善方針を記入		家畜防疫員チェック欄	
家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日) 家畜防疫員が指導内容を記入			

*改定後の「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況(1)牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合」様式より一部抜粋

そして、この様式を活用することで、下図のとおり、

- ①自己点検し改善計画を作る
- ②家畜保健衛生所(家畜防疫員)の確認及び指導を受ける
- ③家畜保健衛生所(家畜防疫員)の改善指導に基づいて、農場の飼養衛生管理マニュアルを改善する
- ④改善したマニュアルを使って飼養衛生管理を行う

といった飼養衛生管理の改善に向けた一連の流れを作り、また農場の飼養衛生管理状況を関係者間で共有することができます。



*改定後の定期報告書の様式は、農林水産省ウェブサイトに掲載されています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

【提出期限】

牛、豚、馬、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし	4月15日
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	6月15日



牛サルモネラ症の発生と侵入防止対策について

県内で、2年ぶりに届出伝染病の牛サルモネラ症が発生しました。今年度は、全国的にも北海道等で、発生が多く報告されています。

今回の発生事例は、サルモネラティフィムリウムによる乳用の成牛の感染で、発熱、水溶性下痢や粘血便、食欲低下等が見られ、5日後に死亡しました。特徴的な症状として、粘液や血液を混入した下痢が見られました。

サルモネラ症は、一般的に子牛の下痢の原因の一つとして知られていますが、最近では乳用の成牛にも発生が見られます。サルモネラティフィムリウム等は、人のサルモネラ食中毒の原因菌として公衆衛生の面からも重要視されています。

発生農場へのサルモネラ菌の侵入経路は特定することが難しいため、広く、外部からの侵入を防ぐことが最も重要な予防対策となります。

牛舎への外部の者の立ち入り制限、出入り時の消毒、踏み込み消毒槽の設置などを行う必要があります。導入牛は一定期間隔離し、異常が無いかどうか観察してください。

牛舎内の清掃、飼槽や水槽の定期的な消毒、カーフハッチの消毒などを行い、万が一、本症が発生しても大きな流行にならないようにすることも重要です。サルモネラティフィムリウムとダブリンの2種混合不活化ワクチンの接種も有効な予防法です。

サルモネラ症を疑う場合は、すぐにかかりつけの獣医師又は家畜保健衛生所へ連絡してください。



豚熱感染野生いのしし発見状況と豚熱ワクチン接種状況について

平成30年9月、岐阜県において平成4年以降26年ぶりに発生した豚熱については、令和3年1月末現在、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県の11県で発生が確認されました。また、野生いのししでは、全国で28,210頭を検査した結果、養豚農家発生県に加え、富山県、石川県、滋賀県、静岡県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県、東京都、福島県、奈良県、大阪府、和歌山県、栃木県の23都府県3,147頭の陽性が確認されています。

現在、養豚場における豚熱ワクチン接種については、発生県及び野生いのしし陽性確認県とその近隣県が接種推奨地域に設定されており、28都府県については一覧のとおり接種が開始されています。

飼養者の皆様には、飼養衛生管理基準の順守について再度確認をお願いします。

《ワクチン接種状況一覧》

県名	接種戸数・頭数 (予定頭数)	初回接種 終了時期	県名	接種戸数・頭数 (予定頭数)	初回接種 終了時期	県名	接種戸数・頭数 (予定頭数)	初回接種 終了時期	県名	接種戸数・頭数 (予定頭数)	初回接種 終了時期
群馬県	259戸 460,765頭	2020/1/28	愛知県	199戸 199,236頭	2019/11/23	千葉県	399戸 440,448頭	2020/7/2	大阪府	18戸 2,695頭	2020/7/8
埼玉県	125戸 77,751頭	2020/1/22	三重県	74戸 88,901頭	2019/11/3	東京都	10戸 2,047頭	2019/12/29	兵庫県	60戸 14,908頭	2020/7/17
富山県	21戸 20,637頭	2019/11/1	滋賀県	12戸 3,148頭	2019/11/8	神奈川県	79戸 60,349頭	2020/1/6	和歌山県	31戸 2,093頭	2020/6/15
石川県	18戸 16,544頭	2019/11/2	静岡県	128戸 79,015頭	2019/11/18	新潟県	111戸 116,080頭	2020/3/30	福島県	78戸 115,085頭	2020/10/23
福井県	5戸 1,247頭	2019/10/26	山梨県	28戸 11,792頭	2019/11/30	京都府	43戸 7,237頭	2020/1/21	宮城県	152戸 199,183頭	2021/1/27
長野県	76戸 48,414頭	2019/11/3	茨城県	367戸 311,498頭	2020/5/12	奈良県	17戸 3,857頭	2020/1/30	山形県	93戸 157,655頭	2020/12/23
岐阜県	19戸 39,888頭	2019/11/1	栃木県	140戸 297,748頭	2020/5/15	沖縄県	199戸 172,018頭	2020/7/29	秋田県	82戸 277,900頭	2021/3/15

動物用医薬品を正しく使用しましょう

動物用医薬品を安全・効果的に使用するために以下のことに注意してください。

- ① 獣医師の指示のもとに動物用医薬品を使用してください。
 - ・診察を受けて獣医師の指示に従って動物用医薬品を使用してください。
 - ・使用する時には、指示書・添付書をよく読み、用法容量・使用禁止期間などを確認してください。
- ② 投薬を記録し、その記録を保管してください。
 - ・購入記録や使用記録を保管してください。
 - ・獣医師から発行される【指示書】の控えは保管してください。

【指示書とは？】動物用医薬品指示書・出荷制限指示書

 - ・保管期間：牛8年、豚・鶏3年
- ③ 出荷時には指示書と家畜を確認してください。
 - ・基準を超えて動物用医薬品が検出された場合、流通は禁止となります。間違い防止のため指示書の再確認をしてください。

病性鑑定だより

令和2年4月～令和3年1月までの病性鑑定実績は右表のとおりでした。依頼が多かった検査は、牛では牛ウイルス性下痢（BVD）検査（116件）、BSE検査（91件）、乳房炎検査（33件）、牛伝染性リンパ腫検査（72件）、豚では死亡又は衰弱の原因検索（7件）、鶏では鳥インフルエンザ検査（210件）でした。BVD検査では、持続感染牛（PI牛）4頭を摘発しました。

トピックスとして、出血性腸症候群（HBS）について、ご紹介します。

R2.4～R3.1の病性鑑定実績

畜種	件数	延頭羽数
乳用牛	359*	3,057
肉用牛	102	724
豚	11	67
鶏	229	3,732
その他	20	104
計	721	7,684

(*BSE検査91件含む)

出血性腸症候群：腸管内で激しい出血を伴う腸炎が起こり、多くは突然死する病気です。搾乳・肥育牛のほか、肥育豚でも発生します。

致死率：85～100%とされており、発症が疑われた場合はほとんど助かりません。

原因：クロストリジウム・パーフリンゲンスが関与していると言われていますが、ストレスの増加や急な飼料変更など、腸内環境を乱すような様々な要因が関与していると考えられています。

クロストリジウム・パーフリンゲンスとは：かつてはウェルシュ菌と呼ばれた、人の食中毒の原因菌の一つです。動物の腸に常在していて、腸内環境が悪くなると急激に増えて毒素を大量に出し、腸を傷つけて出血を起こします。

予防対策：クロストリジウム・パーフリンゲンスにはワクチンがありますが、ストレスの軽減や飼料の見直しなど、総合的な飼養衛生管理の改善を図ることが重要です。

疾病情報

家畜伝染病・伝染性疾病発生状況(9月～1月県内)

全国的な高病原性鳥インフルエンザ（法定）続発（17県50戸うち香川県13戸）により、未集計であるため、本号は県内の届出伝染病の状況をお知らせします。

疾 病 名	畜 種	発 生 時 期	発 生 戸 数	発 生 頭 羽 数
牛ウイルス性下痢（届出） （旧：牛ウイルス性下痢・粘膜病）	牛	R3. 1月	1	1
牛伝染性リンパ腫（届出） （旧：牛白血病）	牛	R2. 9月～R3. 1月	10	13
破 傷 風（届出）	牛	R2. 9月	1	1
サルモネラ症（届出）	牛	R2. 10月	1	2
豚 丹 毒（届出）	豚	R2. 9月～R3. 1月	2	13
レプトスピラ症（届出）	犬	R2. 12月	1	1

＜お知らせ＞

○アカバネウイルスなどの県内の侵入状況

県内のサーベイランス検査で6～9月*に実施したアカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病、牛流行熱及びイバラキ病の抗体検査の結果、ウイルスの動きはみられませんでした。また、ワクチン接種農家では良好な移行抗体の付与と考えられる抗体が見受けられました。しかし、昨年、近県でアカバネとイバラキウイルスの動きが確認されています。今年の春もアカバネ病等蚊が媒介する病気に対するワクチンを接種しましょう。（*本年度最終となる11月の調査は鳥インフルエンザ防疫対応中であったため、未実施。）

○【養鶏農家の皆様へ】令和2年11月5日から12月23日にかけて、本県で高病原性鳥インフルエンザが13事例発生しました。令和3年1月16日に今回の発生に伴う全ての制限は解除されましたが、国内での発生は継続しているため、引き続き、気を緩めずに飼養衛生管理に取り組んでください。

○【養豚農家の皆様へ】野生いのししの豚熱検出地域が京都府や大阪府まで西進し、中国四国地域に迫っています。早急に農場・畜舎の野生動物侵入防止対策の再点検をお願いします。

○【酪農・肉牛農家の皆様へ】農場への病原体侵入とまん延を防止するため、牛を外部から導入する際は、2週間程度隔離し、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫等の検査を積極的に受けましょう。